平成２２年（フ）第５１５号
沖縄県那覇市識名３丁目５番17号
債務者　都　富士夫
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３１８３号
札幌市白石区菊水元町８条２丁目10番18号
アムクレスト菊水元町203号
債務者　田邊　儀展
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２３３号
札幌市清田区平岡２条４丁目３番22―202号
債務者　黒川　一敏
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３６６号
札幌市東区北23条東８丁目２番６号　丸信わたなべビル201号
債務者　加藤　久明
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３７９号
札幌市手稲区星置南１丁目８番６号
債務者　櫛引　憲太
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５７３号
札幌市東区東雁来９条１丁目６番５号　コーポたかくわ101号
債務者　井上　茂次
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５９５号
札幌市白石区栄通20丁目２番17号　ハイツ植田202号
債務者　渡部　雅土
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５９８号
群馬県前橋市下大島町1322番地４
債務者　鳥井　充幸
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５９９号
群馬県前橋市国領町１丁目11番２号
債務者　石田　進一
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６０４号
群馬県前橋市龍蔵寺町96番地２　メゾン竜蔵寺203号
債務者　外丸　幸根
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６０６号
群馬県渋川市北橘町八崎1484番地４
債務者　茂木　福子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６１０号
群馬県前橋市関根町315番地３　スカイハイツⅠ202号、住民票上の住所群馬県前橋市関根町315番地３　スカイハイツⅠ205号
債務者　清原　千晶
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６１５号
群馬県渋川市渋川360番地１
債務者　大磯　廣明
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５２２号
埼玉県熊谷市銀座６丁目３番36号　グランコート熊谷弐番館407
債務者　狩野　雄介
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７１８号
神奈川県平塚市田村７丁目20番２―401号
市営宮の前住宅
債務者　相原　一樹
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６０２号
新潟市東区石山２丁目７番45号　サンフラワーハイツＡ棟206号、前住所新潟市中央区関屋金衛町２丁目247番地１　保刈アパート１号
債務者　野村　信夫
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６４３号
新潟市中央区西湊町通１ノ町2670番地　岩崎ハウス201号
債務者　奥本美八子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部